

稲沢市市民参加の推進に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、稲沢市の市民参加の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民参加 行政活動（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条に規定するところにより事務を処理するために市が行う活動をいう。）に関し市民が自己の意思を反映させることを目的として意見を述べ、又は提案することをいう。

(2) 市民 稲沢市内に在住、在勤又は在学する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。

(3) 実施機関 市長その他市の執行機関をいう。

(4) パブリックコメント手続 実施機関が、施策（事務及び事業を含む。以下同じ。）の趣旨、目的、内容その他必要な事項を広く公表した上で、これらに対する市民からの意見の提出を受け、当該意見及びこれに対する市の機関の考え方を公表することをいう。

(市民参加の対象)

第3条 実施機関は、次に掲げる施策を実施しようとする場合は、市民参加を求めるよう努めなければならない。

(1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更

(2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定若しくは改廃

(3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

(4) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定、変更又は廃止

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加を求めないものとする。

(1) 定型的又は経常的に行うもの

(2) 軽易なもの

(3) 緊急に行わなければならないもの

(4) 市の機関内部の事務処理に関するもの

(5) 法令等の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの

3 実施機関は、第1項の規定にかかわらず、市税の賦課徴収及び分担金、負担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第3項又は第7項の規定により新たな税目を起こす場合を除く。以下「市税等に関するもの」という。）は、市民参加を求めないことができる。

4 実施機関は、第1項各号に掲げる施策以外の施策（第2項各号のいずれかに該当するものを除く。）にあっても、市民参加を求めることができる。

5 実施機関は、第1項各号に掲げる施策について市民参加を求めなかつ

た場合において、市民からその理由を求められたときは、これを当該市民に回答するよう努めなければならない。

(市民参加の時期)

第4条 実施機関は、市民参加を求めて施策を実施しようとする場合は、当該施策の決定前(議会の議決を要するものにあつては、議会提案前)のできるだけ早い時期から市民参加を求めるよう努めなければならない。

(市民参加の方法)

第5条 実施機関は、市民参加を求めて施策を実施しようとする場合は、当該施策にふさわしい方法により市民参加を求めるよう努めなければならない。

2 実施機関は、市民参加を求めて施策を実施しようとする場合は、広く市民の参加を得るよう努めなければならない。

3 実施機関は、高度な専門性を有する施策にあつては当該施策に関し深い知識を有する市民の参加を、又は地域性を有する施策にあつては当該施策の対象となる市民の参加を得るよう努めなければならない。

(情報の公表)

第6条 実施機関は、市民参加を求めて施策を実施しようとする場合は、当該施策に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。ただし、稲沢市行政情報公開条例(昭和58年稲沢市条例第16号)第6条第1項各号に掲げる事項にあつては、公表しないことができる。

(市民参加の結果の取扱い)

第7条 実施機関は、市民参加を求めた場合は、市民からの意見又は提

案を考慮するよう努めなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により考慮した結果を公表するよう努めなければならない。ただし、稲沢市行政情報公開条例第6条第1項各号に掲げる事項にあっては、公表しないことができる。

3 実施機関は、自発的な市民参加があった場合は、市民からの意見又は提案の内容がこの要綱の趣旨に沿うと認められるものについては、第1項の規定に準じた扱いをするよう努めなければならない。

(パブリックコメント手続)

第8条 実施機関は、第3条第1項各号に掲げる施策については、パブリックコメント手続により市民参加を行うものとする。ただし、高度な専門性を有する施策若しくは地域性を有する施策等であって、当該施策の内容に応じ他の市民参加の方法を用いることが適当であると認められる場合、又は市税等に関するものであって、市民参加を求める場合は、パブリックコメント手続を行わないことができる。

2 次に掲げる者は、パブリックコメント手続において、意見を提出することができる。

(1) 市民

(2) パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

(附属機関の委員)

第9条 実施機関は、附属機関(地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関をいう。以下同じ。)の委員を任命し、又は委嘱しようとするときは、当該附属機関の委員の男女比率及び年齢構成、委員の在期数及び他の附属機関の委員との兼職

状況等に配慮するとともに、全部又は一部の委員を公募により選考するよう努めなければならない。ただし、法令等の規定により委員の構成が定められている場合、専ら高度な専門性を有する事案を取り扱う附属機関であって、公募に適さない場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 前項の公募の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(附属機関の会議の記録の公表)

第 1 0 条 附属機関は、原則として会議終了後、速やかに、会議の記録を公表するものとする。ただし、稲沢市行政情報公開条例第 6 条第 1 項各号に掲げる事項にあっては、公表しないことができる。

(補則)

第 1 1 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 1 7 年 7 月 7 日から施行する。